

司法院釈字第 552 号（2002 年 12 月 13 日）*

争 点

釈字 362 号にいう「かのような特殊な状況」の意味は何か。
(釋 362 號所稱「類此之特殊狀況」之意涵?)

キーワード

重婚、一夫一妻、確定判決、信頼保護の原則（信頼保護原則）、善意かつ無過失（善意且無過失）

解釈文：本院（司法院）釈字第三六二号解釈は「民法第九八八条第二号の重婚無効に関する規定は、一夫一妻の婚姻制度という社会的秩序を維持するためのものであり、一般的状況から言うと、憲法には尚も抵触するものではない。ただし、もしも前の婚姻関係が既に確定判決により消滅しており、第三者は善意かつ無過失で当該判決を信頼して前婚姻の当事者の一方と結婚する場合は、たとえ当該判決が後に変更されることによって後の婚姻が重婚となろうとも、こうした状況は一般的重婚と

は異なることから、当該後の婚姻の効力は、信頼保護の原則に基づき、依然維持されるべきである。上述した規定には、かのような特殊な状況が配慮されておらず、憲法が保障する人民の婚姻の自由および権利の趣旨には全く符合しないものであり、修正を検討すべきである」とし、ここで言うかのような特殊な状況とは、協議離婚によって生ずる重婚も含まれる。ただし、婚姻は身分関係の変更に関連し、公共利益にも関係することから、後の婚姻の当事者は前の婚姻関係の消滅への信頼に関してより

*翻訳者：呉 煙宗・呉 厚子

厳格に要求されるべきであり、重婚者の相手方の善意かつ無過失のみが後の婚姻の効力を維持する理由とされるにはなおも不十分であり、重婚の双方当事者が共に善意かつ無過失であるときに、後の婚姻の効力ははじめて維持することができる。これに関する本院釈字第三六二号解釈における関連部分は、補充されるべきである。とはいえ、これによって前後の婚姻関係が同時に存在するに至った時は、一夫一妻の婚姻制度を維持するために、果たして前の婚姻或いは後の婚姻を解消させるべきか、また婚姻が解消された当事者及びその子は如何に保護されるべきかについては、立法政策として考慮すべき問題に属するものであり、立法機関により信頼保護の原則、身分関係の本質、夫婦の円満な共同生活及び子の利益の維持などの要因を酌量し、民法第九八八条第二号などの関連規定を迅速に検討または修正するべきである。修正されるまでは、前掲した解釈の趣旨に合致して締結した後の婚姻の効力を依然維持すべきであり、民法第九八八条第二号の規定はこれ

にかかる部分においてその適用を停止すべきである。本件解釈の公布日以前において、重婚者の相手は善意かつ無過失であり、そして重婚者は同じく善意であってしかも無過失ではない場合には、こうした重婚は本件解釈後においても依然有効とする。もしもこのようにして、前後の婚姻関係が同時に存在した場合は、重婚の他方の当事者は、当然として法律の定めるところにより裁判所に離婚を請求することができることを、ここに併せて指明する。

解釈理由書：一夫一妻の婚姻制度は配偶者間の人格倫理にかかる関係の保護、男女平等の原則の実現および社会秩序を維持するためのものであり、憲法の保障を受けるべきものである。民法第九八八条第二号の重婚無効に関する規定は、すなわちこうした趣旨により制定されたものである。婚姻の自由は憲法上保障されている自由権であるとはいえ、一夫一妻の婚姻制度の制限を受けるべきものである。本院釈字第三六二号の解釈は：「民法第九八八条第二号の重

婚無効に関する規定は、一夫一妻の婚姻制度という社会的秩序を維持するためのものであり、一般的状況から言うと、憲法には尚も抵触するものではない。ただし、もしも前の婚姻関係が既に確定判決により消滅しており、第三者は善意かつ無過失で当該判決を信頼して前婚姻の当事者の一方と結婚する場合は、たとえ当該判決が後に変更されることによって後の婚姻は重婚となろうとも、こうした状況は一般的重婚とは異なることから、当該後の婚姻の効力は、信頼保護の原則に基づき、依然維持されるべきである。上述した規定には、かような特殊な状況が配慮されておらず、憲法が保障する人民の婚姻の自由および権利という趣旨には全く符合しないものであり、修正を検討すべきである」とし、ここで言うかような特殊な状況とは、協議離婚などその他第三者に信頼を与えるに足りる重婚をも含むものである。協議離婚の場合は、それは当事者の合意に基づくものであるが、民法一〇五〇条の規定により離婚の戸籍登録をしなければならず、第三者のこうし

た離婚登録に対する信頼も同様の保護を受けることになる。ただし、婚姻は身分関係の変更に関連し、婚姻人倫秩序の維持、家庭制度の健全、子の正常な成長などといった公共利益にも関係することから、後の婚姻の当事者は前の婚姻関係の消滅への信頼に関してより厳格に要求されるべきであり、重婚者の相手方の善意かつ無過失のみが後の婚姻の効力を維持する理由とされるにはなおも不十分であり、重婚の当事者双方が共に善意かつ無過失であるときに、後の婚姻の効力ははじめて維持することができ、そして重婚が一夫一妻の婚姻制度を破壊するといった事態が避けられる。これに関しては本院釈字第三六二号解釈における関連部分は、補充されるべきである。とはいっても、これによって前後の婚姻関係が同時に存在するに至った時は、一夫一妻の婚姻制度を維持するために、果たして前の婚姻或いは後の婚姻を解消させるべきか、また婚姻が解消された当事者すなわち後の婚姻の善意かつ無過失たる重婚者の相手に対しては、前の婚姻が解消されるとき、

前の婚姻の重婚者たる他方は如何に保護されるべきか、および前後の婚姻関係存続中に生まれた子の身分、また財産上においては如何に保障されるべきかについては、立法政策として考慮すべき問題に属するものであり、立法機関により信頼保護の原則、身分関係の本質、夫婦の円満な共同生活及び子の利益の維持などの要因を酌量し、民法第九八八条第二号などの関連規定を迅速に検討また修正するべきである。修正されるまでは、前掲した解釈の趣旨に合致して締結した後の婚姻の効力を依然維持するべきであり、民法第九八八条第二号の規定はこれにかかる部分においてその適用を停止すべきである。本件解釈の公布日以前において、重婚者の相手のみが善意かつ無過失であり、そして重婚者は同じく善意であってしかも無過失ではない場合には、こうした重婚は本件解釈後においても依然有効とする。もしもこのようにして、前後の婚姻関係が同時に存在した場合は、後の婚姻の重婚の相手または前の婚姻の重婚の他方の当事者は、当然として民法第一〇

五二条第一項第一号或いは第二項の規定により裁判所に離婚を請求することができることを、ここに併せて指明する。

本解釈は、王澤鑑大法官、孫森焱大法官、蘇俊雄大法官、戴東雄大法官によるそれぞれの補充意見書、曾華松大法官、劉鐵錚大法官によるそれぞれの反対意見書がある。